

## 介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見書

令和元年8月22日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
会長 尾寄 新平



介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の共通化・簡素化等について以下のことを検討していただきたく、意見書を提出致します。

### 1. 指定申請関連文書についての意見

- (1) 指定居宅サービス事業所と指定介護予防居宅サービス事業所の更新時期がずれている場合に、時期を一致させることができるようにしていただきたい

予防給付が制度化される前に指定を受けた居宅サービス事業所では、事業所の更新年次がずれている場合があり、同じ事業所にもかかわらず、それぞれ6年ごとに更新申請する必要がある、同じ書類を何度も準備するのは大変な手間になっている。

- (2) 指定申請や更新申請について電子申請できるようにしていただきたい

指定申請や更新申請の際、指定の場所（多くは県庁）に出向いて文書を提出しているが、そのための時間を確保するためにサービス提供に係る業務に支障をきたす場合がある。また、文書に修正が必要であった際には、その都度提出に出向かねばならない。電子申請であれば、事業所から作業が可能であり、修正等にも迅速に対応が可能である。

- (3) 同事業者（法人）における同一自治体にある複数のサービス事業所の更新申請時、登記事項証明書等の文書は共通で提出できるようにしていただきたい

同一自治体にある複数のサービス事業所の更新申請を行う場合、届け出先が同じ自治体であるにもかかわらず、サービス事業所毎に登記事項証明書等同じ種類の文書を提出しなければならない。更新時期が同じで、同一自治体への提出であれば、事業者（法人）1部の提出で済むようにすることで、効率化をはかることができる。

- (4) 指定申請の際に提出する文書を簡素化し、必要最小限にしていただきたい

訪問系の介護サービス事業所では、事務所の広さが施設基準になっていないため、平面図まで提出する必要はない。

## 2. 報酬請求関連文書についての意見

- (1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について、「地域区分の削除」及び「サービス提供体制強化加算の選択肢への説明文を追加」していただきたい

「地域区分」は都道府県や市町村ですでに把握している内容なので不必要である。また、「サービス提供体制強化加算の選択肢」が「1 なし、2 イ及びロの場合、3 ハの場合」となっているが、イロハの具体的な説明文がないために、別途資料を探す必要があり、時間の無駄になっているとともに、選択間違いのリスクも高い。

## 3. 指導監査関連文書についての意見

- (1) 運営規程や重要事項説明書の人員数について「2.5 人以上」という記載方法に統一していただきたい

職員の人員数を「2.5 人以上」と記載できる自治体と、その時点での実数の記載を求める自治体がある。職員の入退職のつど、運営規程や重要事項説明書を変更するのは、時間も手間もかかり、非効率であり、現実的に難しい。

- (2) 職員の入退職に伴う変更届の提出は、自治体と地方厚生（支）局とも、年 1 回同時期にしていただきたい

職員の入退職の際、自治体と地方厚生（支）局に変更届を提出するが、自治体には年 1 回、地方厚生（支）局には入退職者が発生都度提出することになっており、提出のタイミングが違う。このことにより、混乱と提出遅延が生じているとともに、事業所の手間になっている。職員の入退職に伴う変更届の提出は、自治体と地方厚生（支）局とも、年 1 回同時期にしていただきたい。

## 4. その他

- (1) 在宅ケアにおける事故報告の報告様式の統一とシステム化の推進をしていただきたい

在宅医療が推進され、医療依存度の高い在宅療養者が増加している中、自治体によって事故報告を求める事故の種類やレベルが異なり、様式の統一もされていない。また、事故報告の基準や運用は、各事業所任せになっている。事故・インシデントは、全国規模で集積・分析・対応・改善策に取り組むような仕組みを構築していくことが重要であるため、ICT 化を進め、報告された事故内容を活用できる仕組みを構築するべきである。

- (2) 駐車許可証取得のための申請書類の簡素化と様式の全国的な統一化をしていただきたい

居宅サービスを提供する際の移動のために必要な車両の駐車規制の問題については、平成 21 年 1 月、厚生労働省より各都道府県へ「訪問介護及び訪問看護車両に係る駐車許可への対応について」が発出されており、更なる周知を図るため、平成 31 年 2 月、警察庁交通局交通規制課理事官より「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について」が発出されている。しかし、現実的には、各地域の警察署ごとに異なる対応、異なる文書の提出を求められており、駐車許可証の申請等に多くの時間と手間がかかっている。また、迅速な緊急時の対応にも支障をきたすこともあるため、駐車許可証取得のための申請書類の簡素化と様式の全国的な統一化をしていただきたい。